

個人データの取扱いにおける 「統計情報等の作成や利用」に関する 規律の在り方 Ver.20251028

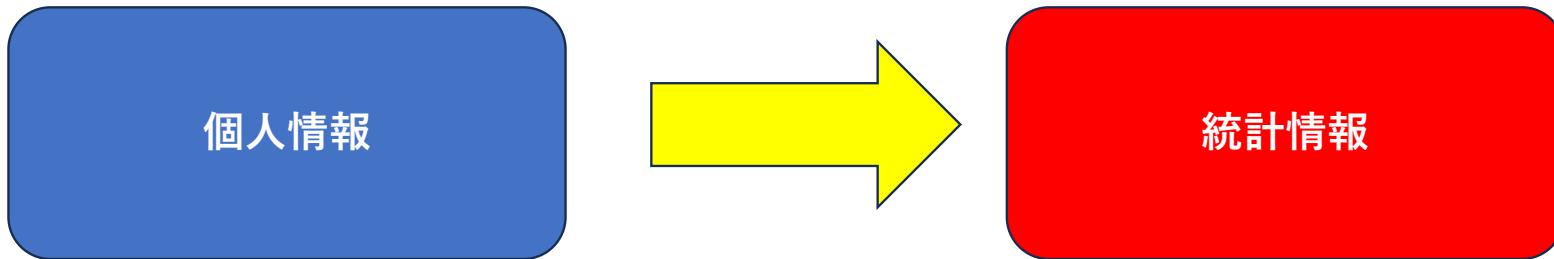
弁護士・ひかり総合法律事務所
国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合研究センター
客員主管研究員
国立情報学研究所客員教授
板倉陽一郎

※本資料は、板倉陽一郎・寺田麻佑「個人データの取扱いにおける
「統計情報等の作成や利用」に関する規律の在り方」情報処理学会研究報告セキュリティ心理学とトラス
ト (SPT) 2025-SPT-60巻6号pp.1-6の内容を発展させたものです。

1. 現行個人情報保護法における「統計情報等の作成や利用」に関する規律

1.1 個人情報保護法における「統計情報」

- ・個人情報保護法：「統計情報」は定義されていない。
- ・ガイドライン：
 - ・「統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、『個人に関する情報』に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない」（通則編2-8）
 - ・特定の個人との対応関係が排斥されれば、個人に関する情報ではなくなり、個人情報保護法の規律が及ばない、といっているにすぎず、「統計情報」という概念に何らかの定義や効果が与えられているものではない。
- ・QA
 - ・1-17 「A社が保有する個人情報を、特定の個人を識別できない統計情報としてB社に提供した場合、B社においては、この情報は個人情報に該当しますか。」
 - ・「統計情報（複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報）は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、「個人情報」にも該当しないと考えられます。」
 - ・「統計情報」を、「複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報」と定義しているが、結局は、「特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては」「個人に関する情報」に該当しないとしているだけで、統計情報が常に個人に関する情報に該当しないといっているものではない。」



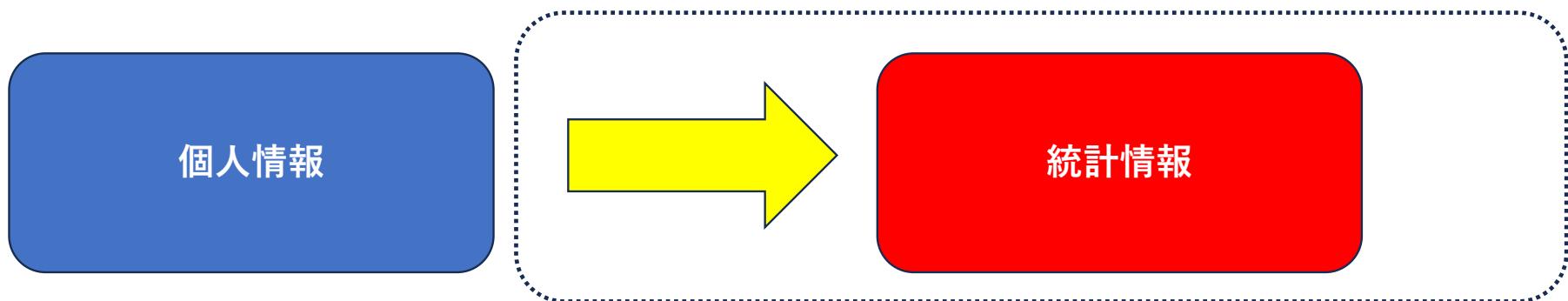
- ・特定の個人との対応関係が排斥されている
- ・(複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られる情報)

→ 「個人情報」又は「個人に関する情報」でなく
なるから…であって、
「統計情報」であるから…
ではない

1.2 「統計情報」への加工

- QA2-5
 - 「個人情報を統計処理して特定の個人を識別することができない態様で利用する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。」
 - 「利用目的の特定は「個人情報」が対象であるため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。」
 - 統計データ（「個人情報を統計処理して特定の個人を識別することができない態様で利用する場合」）への加工は、利用目的として示さなくてよい(特定も通知公表も不要)とする。
- 「個人情報の取扱い」か？
 - GL通則編3-5-3-1：「個人情報データベース等へ入力すること等を予定しているれば、最終的に個人情報に該当しない統計情報への加工を行うことを予定している場合等であっても、「個人データとして取り扱われることが予定されている」に該当する。」としている
 - 少なくとも、現在の個人情報保護委員会は、統計情報への加工は個人情報の取扱いである（しかしながら、利用目的としての特定義務はない）ことを前提としている。

普通は利用目的を特定して通知・公表する
例：「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」

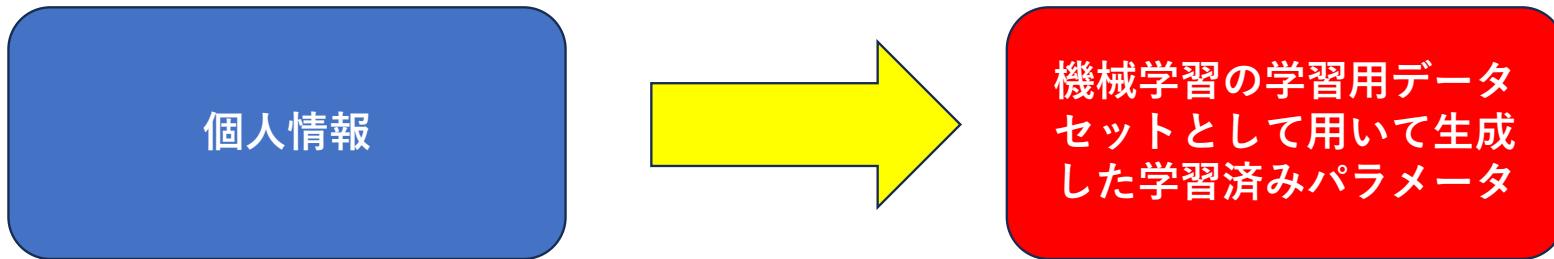


「統計データへの加工を行うこと」は利用目的として特定・通知公表する必要がない
「個人情報の取扱いではない」とまではいえない

統計情報は個人情報でないのであれば、個人情報に関する義務はすべて掛からない

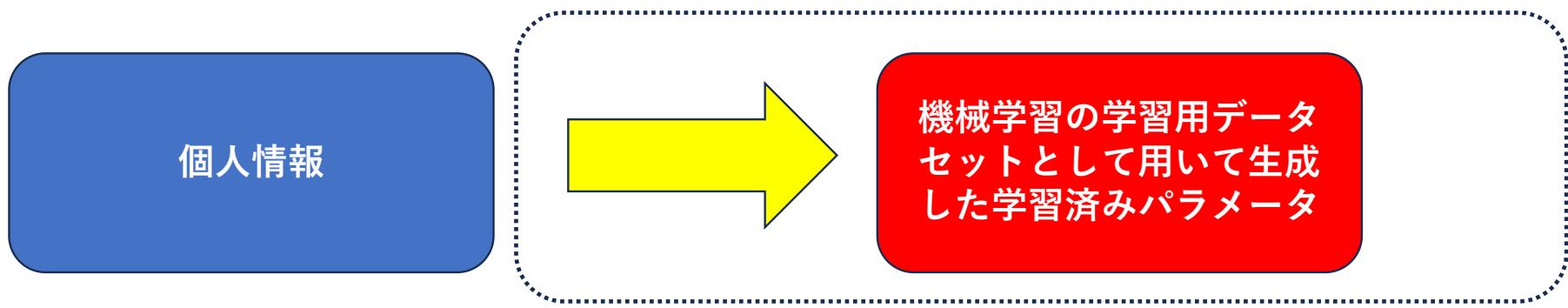
AIとの関係

- AIの学習済みパラメータ
 - QA1-8：「複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータは、個人情報に当たります。」
 - 「複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ（重み係数）は、学習済みモデルにおいて、特定の出力を行つたために調整された処理・計算用の係数であり、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当するものではないため、「個人情報」にも該当しないと考えられます。」
 - 基本的には、統計情報ないし統計データと同様に考えることができる。
- AIの学習済みパラメータへの加工が利用目的としての特定義務の対象になるか？
 - 明確ではない：「不要な可能性もある」（松尾説）。
 - 「統計情報」は積極的には定義されていない
 - AIの学習済みパラメータも「特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報に該当」」しない（QA1-8）として、統計情報と同様の文言
 - 加工に利用目的規制が掛かるかどうかに差異が生じるとすれば、行動規範としては不正確



学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数であり、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当するものではない
「個人情報」にも該当しない

普通は利用目的を特定して通知・公表する
例：「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用いたします。」



利用目的として特定・通知公表する必要があるか
は明確ではない

AIとの関係

- 利用目的の特定
 - GL通則編3-1-1：「本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われる事となるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことにはならない。」
 - 「例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。」
 - AIの学習済みパラメータへの加工は、本人の予測・想定の趣旨から利用目的の特定義務が掛かるという考え方もあり得ようが、それだけで統計情報との境界が明確になるわけではない。

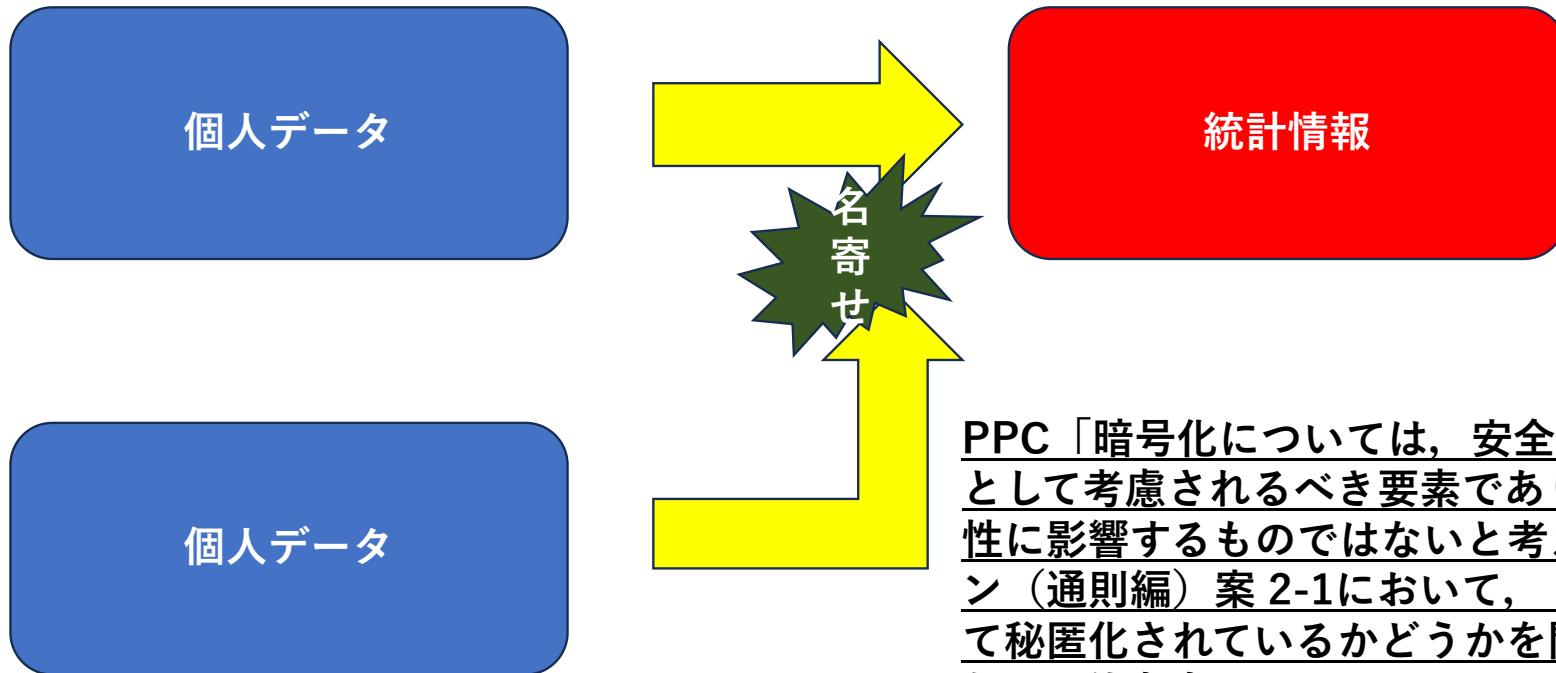
2. 名寄せをしての「統計情報」への加工

- 「統計情報」への加工は、利用目的の特定の範囲外であることが認められるが、個人情報の取扱いではないということは難しい
- AIの学習済みパラメータでどこまで利用目的の特定義務がないという理屈が通じるかは不明

2. 名寄せをしての「統計情報」への加工

- 名寄せをしての「統計情報」への加工

- 前提としての個人データの第三者提供が行われるため、これを本人同意なく行うことは、法（27条1項）違反
- 一般財団法人情報法制研究所（JILIS）個人情報保護法タスクフォースからのパブリックコメント（現行個人情報保護法のガイドライン策定時）
- 一定の条件を満たす秘密計算技術と第三者提供規制の関係
- 「暗号化によって秘匿されていても個人情報であるとされるが、準同型暗号を用いたプライバシー保護データマイニングによるデータ交換は、個人情報の提供に当たらないとみなすべき」
- 「法2条1項のガイドラインで、『個人に関する情報とは……であり、……暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。』とされている。確かに、個人情報を暗号化したデータが個人情報に該当するかというべき、復号鍵を誰が利用できる状態にあるかといった条件にかかわらず、暗号化された個人情報も個人情報であるとする法解釈が多数説となっていた。これにはクラウドと委託の関係等、さまざまなる論点が関連し、議論の残るところと考えるが、少なくとも、準同型暗号を用いたプライバシー保護データマイニング（Privacy-Preserving Data Mining, PPDM）におけるデータ交換は個人情報（個人データ）の提供に当たないと解釈されるべく、法律上の位置づけの再整理をお願いしたい。この技術を用いれば、暗号化する事業者と復号する事業者のどちらも、どの情報がどの元情報に対応しているか知り得ることなく、集計などの統計情報を得ることができると期待されている。」との意見
- 個人情報保護委員会の回答「暗号化については、安全管理措置の一つとして考慮されるべき要素であり、個人情報該当性に影響するものではないと考え、本ガイドライン（通則編）案2-1において、『暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない』と記載しております。なお、本ガイドライン（通則編）案4にあるとおり、漏えい等の事案が発生した場合の対応については、別に定めることとしております。」



PPC「暗号化については、安全管理措置の一つとして考慮されるべき要素であり、個人情報該当性に影響するものではないと考え、本ガイドライン（通則編）案 2-1において、『暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない』と記載しております」

2. 名寄せをしての「統計情報」への加工

- ・個人情報保護委員会は、少なくとも準同型暗号を用いた秘密計算技術については、安全管理措置の一環であることは認めるものの、「個人情報該当性に影響するものではない」として、第三者提供規制の解釈上の例外であることは認めなかった
- ・タスクフォースは、"個人情報に該当しないので"第三者提供規制の例外に該当するとの整理を提案したものではないので、意見と回答には齟齬があるが、いずれにせよ、秘密計算技術における、「統計情報」等の計算結果を得るための個人データの結合は、第三者提供に該当しないとはいえないとの見解が示された。

3. インターネット上のウェブサイトからの 「統計情報」のための情報取得

3.1 個人情報保護委員会の見解

- ここまで 「統計情報」 に関する整理
 - ①利用目的規制の緩和（とその境界についての曖昧さ）
 - ②第三者提供規制を免れるものではないこと
- 要配慮個人情報の取得（20条2項）
 - AIにおける大規模言語モデル（LLM）の開発との関係で問題となってきた。
 - LLMの開発では、インターネット上のウェブサイトを大規模にクローリングするのが一般的
 - 必然的に要配慮個人情報が含まれる。

OpenAIに対する行政指導

1 要配慮個人情報の取得 あらかじめ本人の同意を得ないで、ChatGPTの利用者（以下「利用者」という。）及び利用者以外の者を本人とする要配慮個人情報を取得しないこと（法第20条第2項各号に該当する場合を除く。）。特に、以下の事項を遵守すること。

- （1）機械学習のために情報を収集することに関する事項を遵守すること。
- ① 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと。
 - ② 情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること。
 - ③ 上記①及び②の措置を講じてもなお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること。
 - ④ 本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うこと。
- （2）利用者が機械学習に利用されないことを選択してプロンプトに入力した要配慮個人情報について、正当な理由がない限り、取り扱わないこと。

インターネットのサイト



①収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと。

②情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること。

③上記①及び②の措置を講じてもなお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること。

④本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うこと

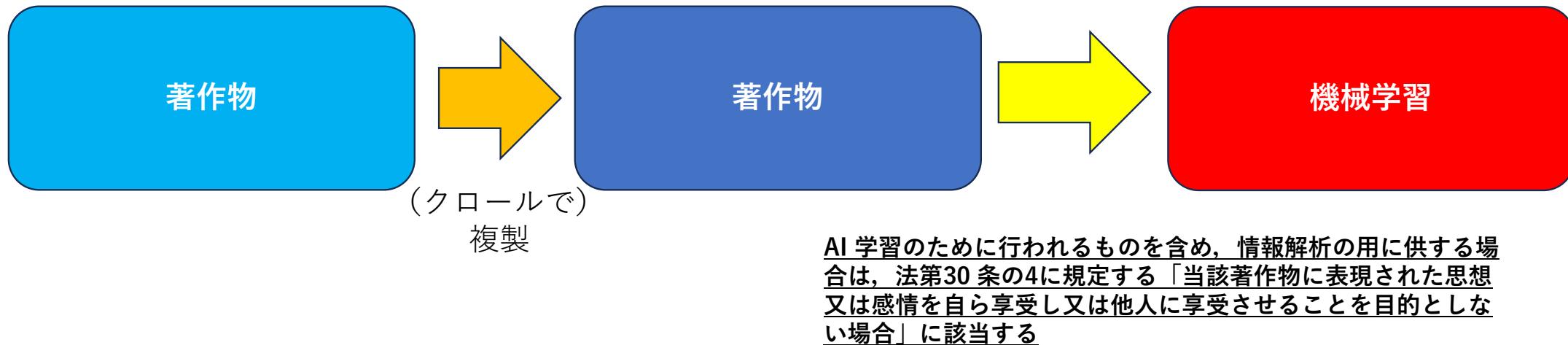
現実的な規範か？

- 要配慮個人情報の内容はすぐれて記述的であり、機械的な検出ができる類のものではない。
- 「収集」段階で「含まれないよう」にすることは不可能に近い。
- 「収集後」に「減少させる」ことも、同様に、技術で解決できるものではない。
- 個人情報保護委員会は、「取得」とは別の概念と思われる「収集」概念を持ち出しているが、このような区別はこれまでの個人情報保護法の解釈で一般的であったものではない。
- 個人情報保護委員会の要請は、不可能を強いているものであり、結果的に要配慮個人情報に関する個人の権利利益の保護に資するものではない。

3.2 著作権法における対応

- ・著作権法では、LLMの開発のためのインターネット上のウェブサイトのクローリングについて、30条の4が存在
- ・文化庁文化審議会著作権分科会法制度小委員会
 - ・非享受利用：「法第30条の4柱書では、「次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には」と規定し、その上で、第2号において「情報解析（……）の用に供する場合」を挙げている。」
 - ・「そのため、AI学習のために行われるものを含め、情報解析の用に供する場合は、法第30条の4に規定する「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当すると考えられる。」
 - ・海賊版サイトからの学習等、論点は多々あるものの、原則として、ウェブサイトのクローリングによるLLMの開発は、適法に行える。

インターネットのサイト



4. 第二次いわゆる3年ごと見直しにおける議論

4.1 中間整理まで

・第二次いわゆる3年ごと見直しの議論（令和5年11月以降）

- ・事務局資料：「データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方」の項目の中で、「本人同意を要しない公益に資するデータ利活用の在り方」が論点
- ・中間整理：「生成AIなどの、社会の基盤となり得る技術やサービスのように、社会にとって有益であり、公益性が高いと考えられる技術やサービスについて、既存の例外規定では対応が困難と考えられるものがある。これらの技術やサービスについては、社会的なニーズの高まりや、公益性の程度を踏まえて、例外規定を設けるための検討が必要である。この際、「いかなる技術・サービスに高い公益性が認められるか」について、極めて多様な価値判断を踏まえた上で高度な意思決定が必要になる。個人の権利利益の保護とデータ利活用の双方の観点から多様な価値判断が想定されるものであり、関係府省庁も含めた検討や意思決定が必要と考えられる。」(p.22-23)
- ・文言（「多様な価値観」「関係府省庁も含めた検討や意思決定」）からは消極的な姿勢がみえていたが、その後、個人情報保護委員会の検討は大きく方向転換。

4.2 第二次いわゆる3年ごと見直しの仕切り直し

- 平成6年7月に、事務局長、審議官を含む大きな人事異動があり、新体制の事務局によりいわゆる3年ごと見直しの検討
- 令和7年3月、個人情報保護委員会は、見直しに係る文書を公表（「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」）。「統計情報等の作成や利用」に関しては、2つの項目が設けられた（（参考4）「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」）。

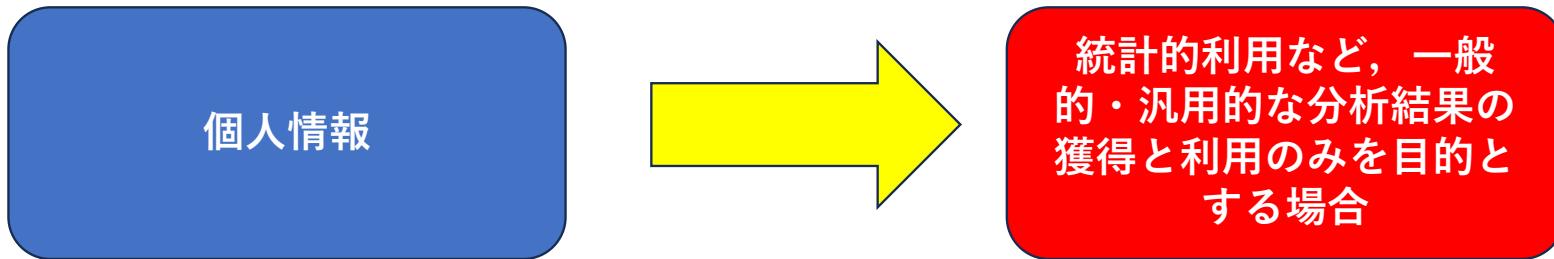
(参考4) 「現行制度の基本的前提に係る再検討にあたっての視点の例」

2 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に対する規律の考え方

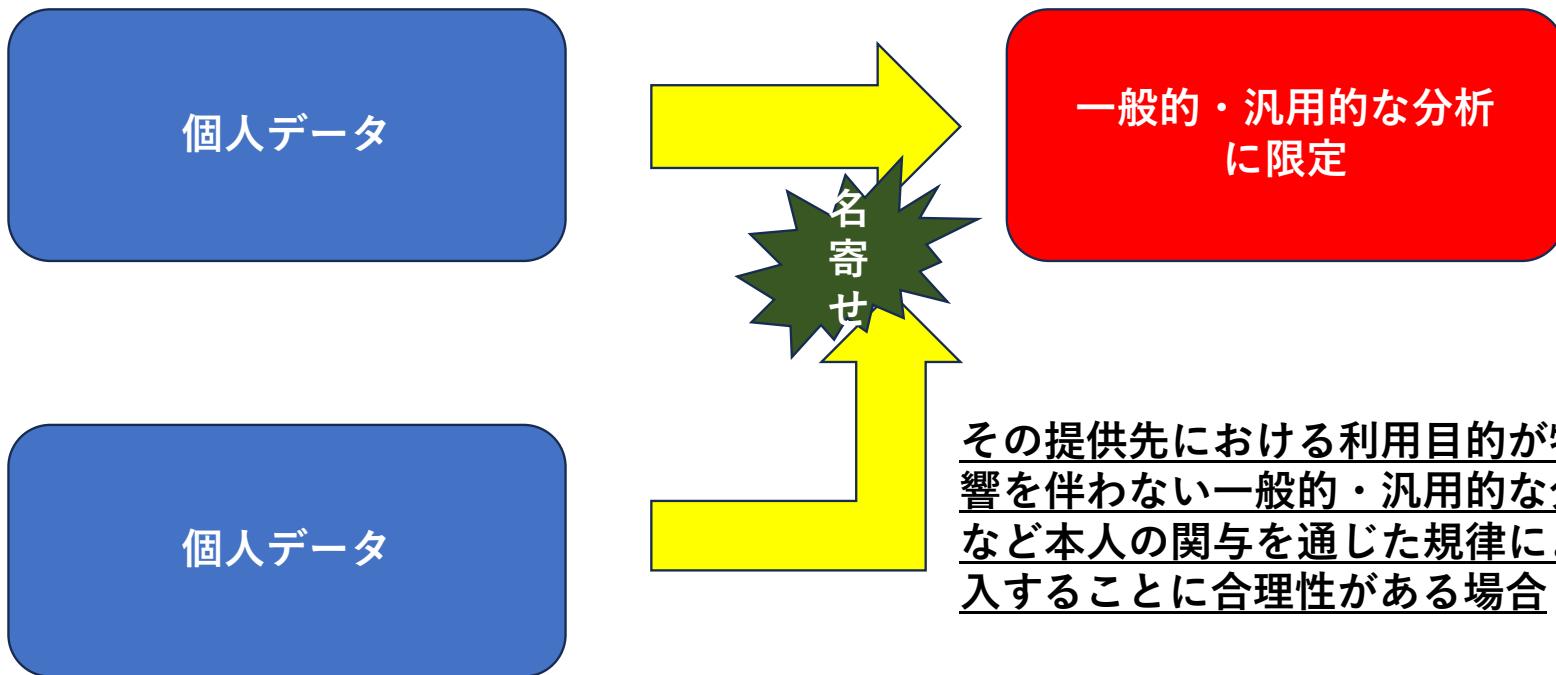
本人の関与を通じた利用の適正性担保の仕組みは、その利用の結果本人の権利利益への影響が具体的に見込まれる場合に必要とされるのではないか。例えば、統計的利用など、一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とする場合には、本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか（なお、1⑧の見地から、本人の関与を権利として認める立場はあり得るが、適正な取扱いを担保する上での本人関与の機能とは趣旨を異にすることに留意。）。

3 個人データの第三者提供を原則として禁止する仕組みの妥当性

個人情報取扱事業者を本人の関与・監視することを通じた利用の適正性担保の仕組みを前提とすることから、本人の関与が著しく困難になる第三者提供を原則として禁止している。一方、その提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律によらない規律を導入することに合理性がある場合や、本人にとって、提供時の認識に照らし、当該第三者に対する提供を当然のものと思うなど躊躇するとは想定されない場合、さらには、利用目的の継承などを通じ、当該第三者への提供後も、提供前と同等に本人の権利利益の保護が図られる状態が保証される場合など、第三者提供を禁止する必要のない類型はあるか。



・本人の関与を通じて適正な利用を確保するという仕組みは求められるか（反語：求められないのではないか）



解題

- 「2」の項目は、個別の個人情報取扱事業者において、「統計的利用」を行う場合の規律
 - 現時点では、外延は不明確ながら、利用目的規制が課せられていないのは前述のとおりであり、立法するとしても、概ね、確認的なものになる（要配慮個人情報の取得については別）。
- 「3」の項目は、複数の個人情報取扱事業者において、「提供先における利用目的が特定の個人への影響を伴わない一般的・汎用的な分析に限定されるなど本人の関与を通じた規律による規律を導入することに合理性がある場合」には適法にしようという方向性
 - 従前、仮名加工情報の共同利用というのが考えられるスキームであったが、当該スキームを用いるのではなく、正面から認める方向性。

4.3 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」

4.3.1 「規律の考え方」 の検討

・個人情報保護委員会「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」（令和7年3月5日）

- ・→令和7年10月時点でも事実上の改正に関する基本文書
- ・「統計情報等の作成や利用」
 - ・中間整理との違いは、
 - ・①個別の個人情報取扱事業者による利用と、複数の個人情報取扱事業者による利用を分けていないこと
 - ・②第三者提供のみならず、目的外利用や要配慮個人情報の取得にも触れていること

「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」1(1)

1 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方 【規律の考え方】

・統計情報等の作成（注1）のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等（注2）（注3）を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供（注4）（注5）及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか（注6）。

注1：統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。注2：本人同意なき個人データ等の第三者提供については、当該個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先における一定の事項（提供元・提供先の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等）の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定している。

注3：本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得については、当該要配慮個人情報が統計情報等の作成又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供にのみ利用されることを担保する観点等から、公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項（取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である旨等）の公表、取得者における目的外利用及び第三者提供（本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である場合における当該第三者提供を除く。）の禁止を義務付けることを想定している。

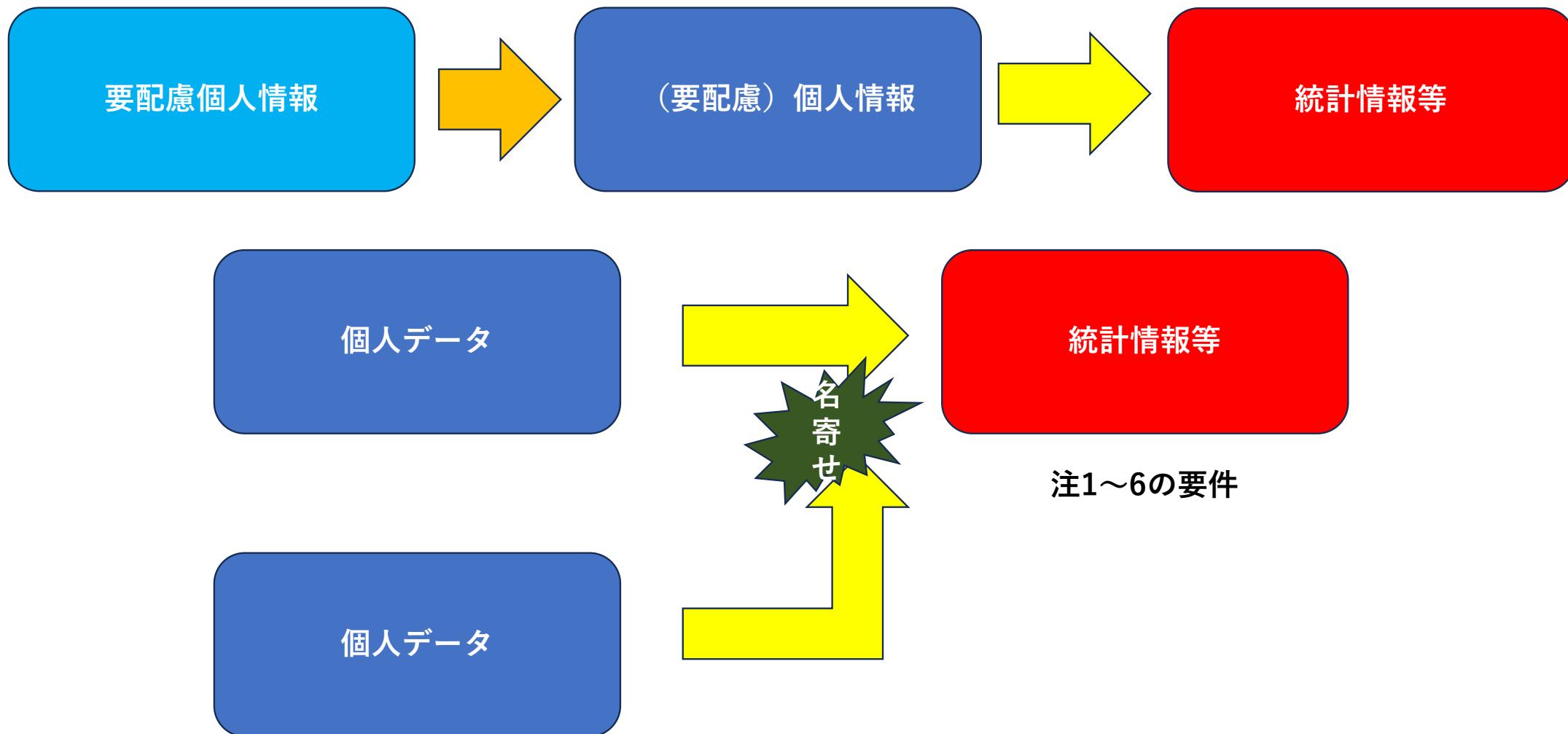
注4：法第17条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。

注5：当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とすることを想定している。

注6：具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）等で定めることを想定している。

・行政機関等の取り扱う保有個人情報についても同様に、利用目的以外の目的のための提供に係る「統計の作成」の例外規定の対象を、統計情報等の作成に拡大してはどうか。

インターネットのサイト



総評

- ①に関しては、「統計情報等の作成（注1）のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによつて個人の権利利益を侵害するおそれがあることから…」としており、
複数の事業者のデータ共有に触れた部分が目を引くが、よく読むと、後段の「特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによつて個人の権利利益を侵害するおそれがあることから…」の部分は、必ずしも複数の事業者についての手当てに限定しているものではない
- 注4において目的外利用の規律にも触れているところから、個別の個人情報取扱事業者による利用についても射程に含まれている。
- 「統計情報等の作成や利用」について、利用目的規制の対象ではないという運用は、特別な規定によって不要となる。
 - 従前の統計情報への加工についての議論と対象範囲がずれる場合、両者の関係についてはなお論点が残存

4.3.2 対象範囲

- ・「対象範囲」は個人情報保護委員会規則（以下、「委員会規則」という。）等で定めるとされている（注6）。
- ・「統計情報等」の範囲
 - ・「特定の個人との対応関係が排斥された」という、本文記載の要件で記述するのか、更に要件が付されるのかは、現時点では不明。
 - ・「統計情報」と、それに類するAIとでは、利用目的規制を異にすることであることであれば、規則で「定め」られる類型によって効果が異なることになるが、そのような差異を維持するかどうか
 - ・従前の統計情報への加工の際の利用目的規制の排除の議論との整理も明示的に必要

4.3.3 公表事項

- ・ 「取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である旨等）の公表」が想定されている（注3）。
- ・ 取得者の氏名・名称：特段の疑義はない。
- ・ **「行おうとする統計作成等の内容」について、用いる技術（担保方法）が、含まれるかどうか論点。**
 - ・ 第三者提供については、プライバシー強化技術（PETs）の利用が想定
 - ・ 特に、秘密計算、秘密分散、TEEによって、複数の個人情報取扱事業者が、名寄せされた個人データによって統計情報のみを得ることが期待
 - ・ 要配慮個人情報の取得は、ウェブのクローリングを経たAI開発（学習）が想定され、クローリング自体は特殊な技術ではない
 - ・ 用いる技術をどのレベルで公表するか、というのが具体的な論点
 - ・ 「秘密分散」「TEE」というレベルでよいのか、これらの技術をサービスとして提供している事業者がいる場合（この場合は、第三者提供の提供元と提供先双方が、当該サービス事業者に個人データの取扱いの委託），サービス事業者名まで出すのか、サービスの名称なのか。
 - ・ 統計情報等の作成に用いる個人データの項目は公表事項に入り得ると思われるが、その粒度はどうするのか
- ・ **提供先を個別に、又はカテゴリで明らかにするか**
 - ・ 原則として個別に明らかにする必要がある仮名加工情報の共同利用スキームが、営業上の戦略との関係で必ずしも普及しない現状も参考にする必要がある。
 - ・ 一定期間後というのもありうるか？

4.3.4 統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意

- 提供元、提供先の間では、統計作成等を目的とした提供である旨を契約に織り込むことになる
- 「書面」に電磁的記録を含む方向で整理されることが望ましい
- どの程度の合意をするのか（担当者の列挙等求めるか）は議論が残存
 - GDPRにおける管理者・処理者間の契約項目の法定などが参考になる

4.3.5 提供先の義務

- ・【基本】個人情報保護法は、個人データの第三者提供を行ってしまうと…
 - ・①提供先では新たな利用目的等を設定できる
 - ・②提供先の監督義務等はない
- ・提供先が統計作成等を目的とすることを義務にするのであれば、立法措置が必要
 - ・「取得者における目的外利用及び第三者提供（本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である場合における当該第三者提供を除く。）の禁止を義務付ける」（注3）とされている
 - ・秘密計算等を行う場合で、サービス事業者が介在する場合には、そもそも形式的な提供先であっても、生データを確認する機会すらないことが通常であろうから、比較的この項目の遵守は容易。
 - ・PETs及びサービス事業者が介在しない場合には、この項目の遵守が難しい問題。

4.3.6 行政機関等の取扱い

- 行政機関等については、法69条2項4号が「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。」を、目的外利用、外部提供の例外事由としている
- 条文構造上、「特別の理由」と同等の事由が必要であるという高いハードル
- 「統計の作成」にAI開発を含むだけでよいのかという問題。

5. 今後の展開

- ・第二次のいわゆる3年ごと見直しに係る個人情報保護法改正法案は、令和7年の通常国会には提出されないと報道
- ・臨時国会以降での提出が見込まれ、その際、「統計情報等の作成や利用」に関する規律が含まれることが予想される。
- ・本発表で検討した事項は規則やガイドラインで定められる項目
 - ・現時点での実務を見据えて、法律レベルの文言についての議論を進める必要
 - ・実際に統計情報等を作成したり、秘密計算等のサービス展開を考える事業者から個人情報保護委員会への、適切な情報提供が不可欠